

福祉サービスについて

福祉サービスと言っても、就労に向けての訓練や、余暇活動や創作活動など、目的に合わせてさまざまな内容があります。今回は、主に高等部卒業後、日中活動として利用することの多い福祉サービスについていくつか紹介します。

生活介護



常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。



自立訓練(機能訓練、生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。



就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため、必要な訓練を行います。



就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため、必要な訓練を行います。

A型＝雇用型、B型＝非雇用型

【生活介護について】

日常生活上の支援に加えて、さまざまな活動の機会が提供されます。活動の内容としては、壁面飾りなどの創作活動、調理活動、音楽活動やリラクゼーション、集団で行うレクリエーション、散歩やドライブなどの外出活動があります。また、企業から委託されている作業やオリジナル商品作りに取り組むなどの生産活動もあります。創造的な活動や余暇的な活動をメインにしておられるところ、生産活動をメインにしておられるところ、両方の活動に半日ずつ取り組んでおられるところなど、事業所によってそれぞれに特徴のある取り組みをしておられます。体力面や健康面を考えながら、どんな過ごし方を希望するか、本人に合う過ごし方かどうかを中心を見て、さらに環境面や医療的なケアの有無などと合わせて考えていくと良いと思います。

【就労継続支援について】

就労継続支援A型事業所では、4～8時間の間で雇用契約を結んで働きます。(最低賃金以上が支払われます。(令和5年度の島根県内A型事業所の平均工賃月額は、103,724円)

就労継続支援B型事業所では、雇用契約は結ばず、軽作業や生産活動に取り組み、工賃を受け取ります。(令和5年度の島根県内B型事業所の平均工賃月額は、21,327円)

いずれも、訓練を積み重ね、企業での就労にむけて取り組みをしておられます。

『障がいがある方のための安心生活サポートブック』より